

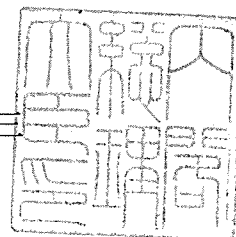


参考資料 1

消取引第 114 号  
平成 27 年 3 月 3 日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

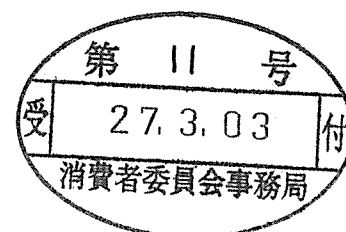


特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 64 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第 26 条第 1 項第 8 号二に規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第二（第 5 条関係）の改正を行うことについて



対象となる業務

社会保険労務士による裁判所における補佐人業務及び社会保険労務士法人による補佐人業務の受託

(社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成26年法律第116号)による改正後の社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条の2及び第25条の9の2)

以上